

学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ「TI-FRIS フェロー」の設備等利用に関する申合せ

令和3年9月27日

研究・イノベーション推進機構 共用機器基盤センター長 裁定

(趣旨)

第1条 この申合せは、科学技術人材育成費補助事業「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」に採択された、学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ（以下「TI-FRIS」という。）の育成対象者（以下、「TI-FRIS フェロー」という。）の設備等の利用に関し、共用機器基盤センター機器使用内規第11条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(対象設備等)

第2条 弘前大学研究・イノベーション推進機構共用機器基盤センター（以下「センター」という。）所有の機器及びセンターに登録されている機器（以下「登録機器」という。）とする。

(利用料)

第3条 TI-FRIS フェローの研究活動を促進するため、TI-FRIS フェローが第2条に規定する設備等を利用する場合は、その所属にかかわらず、共用機器基盤センター機器使用内規第6条により定める経費を支払う際は、学内利用料金を適用するものとする。

(利用者登録及び利用の申請)

第4条 本学以外の TI-FRIS フェローは、共用機器基盤センター機器使用内規により定める申込書により、利用の申請を行うこととする。なお、設備等の利用にあたっては、使用内規を遵守することとする。

附 則

この申合せは、令和3年9月27日から施行する。